

第1回・第2回検討会における主な意見について

令和4年5月17日

総務省消防庁

1. 総論

(第1回)

<特殊な火災と一般的な火災>

- ・現行法令は、用途等の要件に応じて必要な対策の内容を定めており、この範囲を外れるものが「特殊な火災」。
- ・日常生活の中で起こることが想定される「一般的な火災」が、規制の対象となるべき火災。「放火」も一部はこの範疇。
- ・「（現行法令が想定する）一般的な火災」か否かは、放火の程度の酷さや、悪意の大きさなどによって変わる。慎重な議論が必要。

<特殊な火災と規制の考え方>

- ・「特殊な火災」に対応する規制は社会の負担が大きいため困難。
- ・消防機関の火災予防業務では一般的な火災が想定されており、今回のような特殊な火災に現行の火災予防の範囲で対応するのは難しい。

2. 防火・避難対策

総論

- ・死者の発生を覚悟するのではなく、少しでも被害を軽減させる、命を助けることができる手段を見いだす検討が必要。（第1回）
- ・義務以外の任意の対策をこれまでの規制体系に位置づけるのは困難。専門家として対策を提示するという形で考えていくべき。（第1回）
- ・特定一階段等防火対象物について、特殊な火災を含めた火災時のリスクを減らす観点から、区画扉、開口部（窓）や使いやすい避難器具の設置、避難行動の訓練プログラム、消防・建築による立入検査・違反是正指導の強化などの対策をパッケージとして示していくことが良いのではないかと。（第2回）
- ・特殊な火災に対しては、何か一つをやれば解決できるという問題ではなく、色々な対策を重層的に講じていくことによって命を助けていくしかないのではないかと。（第2回）
- ・法令に違反した建物の是正指導の徹底対策、既存不適格建築物の改修促進対策、特殊な火災を含めた建築物の安全性向上に向けた誘導策という、3つの切り口で重層的に対策を提案していくことが考えられるのではないかと。（第2回）

具体の安全対策

<全般（各論）>

- ・法令の基準を満たした上で、さらに考えられる追加の対策について、情報提供していくことが必要。（第1回）
- ・階段を二つとまでは言わないまでも、避難・救助のための開口部や避難設備などの何らかの二方向避難の手段の確保について工夫が必要。（第1回）
- ・既存不適格建築物について避難安全性を向上するために改修を試みても、改修対象外部分を含めて現行基準適合が求められ、改修自体が実現しないことがあるため、改善が必要。（第1回）

<退避スペースの確保>

- ・直通階段が一つの建築物については、消防隊が到着するまでの間、一時的に人命安全が保たれるスペース（以下、「退避区画」という。）を確保するような対策が現実的なのではないか。（第2回）
- ・退避区画の重要性について、もっと積極的に評価してもよいのではないか。（第2回）
- ・退避区画というのは、建物の内装の更新等で改修する機会も想定されることから、なるべく廊下の途中に遮煙性のある扉を設けることを推奨すべきではないか。（第2回）
- ・退避区画の扉は、最後に逃げる人が閉鎖しない限り不確実性がある。このため、煙感知器の連動で自動的に閉鎖する防火扉や防煙扉を設けることも有意義ではないか。（第2回）

＜堅穴部分の区画化＞

- ・直通階段が一つの建築物については避難上のリスクが高い。既存不適格建築物等において、他階の在館者の人命確保を含め、堅穴部分をどう守っていくかについても重要。(第2回)

＜避難器具＞

- ・20人から30人といった人数の在館者の避難を避難器具に頼るのは無理があるのではないか。(第2回)
- ・固定避難はしごなどの特に使いやすい避難器具について、誘導策に示すべきではないか。(第2回)

＜避難訓練等＞

- ・防火管理指導の際に、直通階段が一つの建築物については、退避区画の使い方など、どのような避難行動をするべきなのかについて、ガイドラインのような形で示して丁寧に教えるようにしていくことが良いのではないか。(第2回)
- ・特定一階段等防火対象物を対象として、命を守ることを主眼としたより高いレベルの訓練を指導していくことが必要ではないか。特定一階段等防火対象物での特殊な火災など、リスクの高い場面での的確に対応するための有効な消火・避難の具体的な方策などを示すことが必要ではないか。(第2回)

消防・建築による立入検査等

- ・特定一階段等防火対象物の立入検査等に係る論点については、そのとおりであり、消防本部としても重要な課題と認識。(第2回)
- ・少しでもリスクを減らす観点から、実効性を高めていく必要がある。(第2回)

研究開発

- ・2方向避難が確保できない場合の苦肉の策として、使いやすい安全な器具（避難器具）の開発についても、対策メニューとして示すこととすべきではないか。(第2回)
- ・一瞬火勢が弱まるくらいのレベルでも良いので、コストがかからず設置しやすいものを広めてはどうか。自動消火についても、もっと簡便なもので、完全に消えないにしても、少しでも命を助けるのに有効な様々なものを開発できれば、うまく利用してはどうか。(第2回)

その他

- ・既存不適格の建物を改修する場合に、一律に現行基準への適合を求めて建物の広範囲にわたって改修させるのではなく、現実的な範囲で現行基準に準じた性能向上を求めるような手だてが講じ得るのであれば、ぜひ進めるべき。(第2回)
- ・建物の火災リスク（算定上の収容人員の数値よりも在館者の人数が多いことや既存不適格物件であることなど）を建物利用者が知って認識できるような仕組みがあれば良いのではないか。そのことで、建物側において、建物価値を上げるための防火対策の推進につながるのではないか。(第2回)

3. 危険物の取扱い

総論

- ・現行規制では悪意を持った者は止められないが、厳しくすると不便でもある。「安全」「便利」のいずれを選ぶかという議論。(第1回)
- ・悪意ある放火被害を建物側で100%防ぐことは出来ない。少しでも被害を軽減させることができるような方法の方向性を示すことが必要。(第1回)

全般（各論）

- ・販売側であるガソリンスタンドに対する規制は抜本的な対策にならない。(第1回)
- ・さらなる販売規制が必要な場合には、事前登録制、ホームセンター等への規制、ネット販売の規制も必要。(第1回)

登録制

- ・ガソリンの販売を登録制にすることも考えられるが、効果の割には不便な点が多い。(第2回)
- ・仮に登録制にした場合、誰がコストを負担するのか。そこまでやってどれくらい効果があるのかという問題がある。(第2回)

使用用途等の確認

- ・使用用途等が通常とは異なるガソリン購入がされた場合には警察等に情報提供することで、抑止効果につながるのではないか。(第2回)

消防隊による見回り

- ・ガソリンスタンドは危険物施設であるため、施設側の責任でしっかり販売記録をとるべき。消防本部がガソリンスタンドを見回り、販売記録の確認を行うことについては、消防本部によってガソリンスタンドの立地状況が違うなど、実情が異なるため、消防隊ができる範囲で対応するという事にすべきではないか。(第2回)
- ・消防隊が見回りをするとしても、犯罪の抑止効果があるとは限らない（警察官やパトカーによる見回りの方が効果が高いのではないか）。(第2回)